

2021年強化指定選手選考基準および国際大会派遣選手選考基準について

(2020年12月1日)一部改定

指定	種別	選考条件
強化指定選手	パラリンピック実施種目強化指定	(1) JIDAFの選手登録を完了している者。
		(2) 日本ID陸上競技選手権大会(以下、日本ID選手権)にエントリーすること。 ※2020年の日本ID選手権については新型コロナウイルス感染の不安がある場合、エントリーをしない、あるいはエントリー後、出場を回避してもよいこととする。 ※日本ID選手権期間中に国際大会が開催され、当連盟が参加を承認した選手については考慮する。
		(3) 2021年の日本ID選手権にエントリーすること。 ※日本ID選手権期間中に国際大会が開催され、当連盟が参加を承認した選手については考慮する。
		(4) Virtusライセンスを取得しており、ライセンスが「active」の者。
		(5) 当連盟の定めるパラリンピック実施種目強化指定標準記録を突破している者。なお、記録突破時にはJIDAF登録が完了しており、Virtusライセンスが「active」かつIPCライセンスが「活動中」であることとする。
		(6) 強化指定選手指定期間は2021年1月1日～12月31日までとする。
		(7) 強化指定記録の突破期間は2019年1月1日から2021年12月31日までとする。 指定大会：WPA公認の国内大会。WPA公認の国際大会。北海道・東北パラ陸上競技選手権大会、愛知パラ陸上競技フェスティバル、中国・四国パラ陸上競技大会。JAAF公認大会(公財)日本陸上競技連盟HP・大会情報・地域別情報にリストされ、競技会コードがあるもの。
		(8) WPA公認大会において、当連盟設定の「MPA(メダルポテンシャルアスリート)指定記録」を突破した者は「MPA」に指定する。
		(9) 連盟コーチの指導・采配に従える者。他害行為等、他人に迷惑をかける者。当連盟の強化合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。
		(10) 上記の条件をクリアし、「強化指定選手申請書」を提出した者。
Virtus強化指定選手	パラリンピック実施種目強化指定の選考条件(1)～(10)を適用する。 (1) 当連盟の定めるVirtus強化指定標準記録を突破している者。なお、記録突破時にはJIDAF登録が完了しており、Virtusライセンスが「active」であることとする。 ※Virtusライセンス取得には数ヶ月を要する場合がある。国際大会派遣を希望する選手はその旨、理解しておくこと。	
国際大会派遣選手	グローバルゲームスおよびVirtus世界選手権大会	(1) 当連盟の定める日時までにVirtusライセンスが「active」である者。
		(2) 原則、メダル獲得の可能性がある選手を選考する。
		(3) 当連盟が設定した派遣標準記録を突破している選手から選考する。
		(4) 国際大会選考についての具体的方針についてはその都度公表し、それを優先する。
		(5) パラリンピック実施種目については重点強化種目として別途選考方法を設定する場合がある。
	WPA世界パラ選手権WPAジュニアユース	(6) 当連盟コーチの指導・采配に従える者。他害行為等、他人に迷惑をかける者。日本代表選手として、競技に対する自動努力と情熱と品位を兼ね備え、日本選手団の一員として自覚を持ち、互いに協力し大会に臨める者。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。
		(7) 当連盟の強化合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。
		(1) 当連盟の定める日時までにVirtusライセンスが「active」かつIPCライセンスが「活動中」である者。
		(2) WPA公認大会に出場しており、記録が公認されていること。
		(3) 原則、上位入賞の可能性のある選手を選考する。
	アジアパラ競技大会アジアユースパラゲームス※推薦	(4) 国際大会選考についての具体的方針についてはその都度公表し、それを優先する。
		(5) 当連盟コーチの指導・采配に従える者。他害行為等、他人に迷惑をかける者。日本代表選手として、競技に対する自動努力と情熱と品位を兼ね備え、日本選手団の一員として自覚を持ち、互いに協力し大会に臨める者。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。
(6) 当連盟の強化合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。		
(1) 当連盟の定める日時までにVirtusライセンスが「active」かつIPCライセンスが「活動中」である者。		
(2) WPA公認大会に出場しており、記録が公認されていること。		
パラリンピック※推薦	(3) JPCの提示する選考基準を満たしている者。	
	(4) 原則、メダル獲得の可能性がある選手を選考する。	
	(5) 国際大会選考についての具体的方針についてはその都度公表し、それを優先する。	
	(6) 当連盟コーチの指導・采配に従える者。他害行為等、他人に迷惑をかける者。日本代表選手として、競技に対する自動努力と情熱と品位を兼ね備え、日本選手団の一員として自覚を持ち、互いに協力し大会に臨める者。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。	
	(7) 当連盟の強化合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。	
派 国 所 遣 際 の 選 大 他 の 選 手 会 の	Virtus世界ハーフマラソン選手権等	(1) 当連盟の定める日時までにVirtusライセンスが「active」である者。
		(2) 当連盟が設定した派遣標準記録を突破している選手から選考する。
		(3) 選考についての具体的方針についてはその都度公表し、それを優先する。
		(4) 当連盟コーチの指導・采配に従える者。他害行為等、他人に迷惑をかける者。日本代表選手として、競技に対する自動努力と情熱と品位を兼ね備え、日本選手団の一員として自覚を持ち、互いに協力し大会に臨める者。倫理規定ならびに行動規範を遵守できる者。
		(5) 当連盟の強化合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。

【解説】

●語句説明
 JIDAF：日本知的障がい者陸上競技連盟。 Virtus：国際知的障害者スポーツ連盟。2019年にINASから名称が変更した。 IPC：国際パラリンピック委員会。 JPC：日本パラリンピック委員会。
 WPA：World Para Athleticsの略。世界パラ陸上競技連盟。

Virtusライセンス取得：知能検査等、所定の書類を作成(英文)し、Virtus事務局から承認を得られた後に、ナンバーが選手個人へ付与される。
 Virtusライセンス「active」：年間登録料を支払い、当年の活動ライセンスが活着している状態を指す。

IPCライセンス「活動中」：年間登録料を支払い、当年の活動ライセンスが活着している状態を指す。IPCライセンスはVirtusライセンス取得後かつ「active」時のみ、申請することができる。
 また、Confirmedの選手以外は、更新をする際に「TSAL (TRAINING HISTORY & SPORT ACTIVITY LIMITATIONS)」を提出しなければならない。

国際競技クラスステータス：国際クラス分け後の認定ステータス。以下、ステータスの説明。
 ・New(N)：IPC登録完了後に国際クラス分けを受けていない状態。

・Review(R)：国際大会都度クラス分けを受検する。クラス分けを受検するためには、前回のテストから6ヶ月をあげる必要がある。WPA公認記録が世界ランキングに反映される。
 ・Confirmed(C)：原則、今後のステータスの変更はない。しかし、クラス分けテスト方法の変更等によりステータスが変更する可能性がある。WPA公認記録が世界ランキングに反映される。

●強化方針

パラリンピックでのメダル獲得を最重要目標とし、パラリンピック実施種目を重点的に強化・支援する。また、Virtus関連大会においては、メダル獲得が可能な選手を選考・強化する。
 ●MPA(メダルポテンシャルアスリート)について(パラリンピック実施種目のみ)

- ・各種サポート(JPC医科学情報サポート等)を優先的に当てる。
- ・合宿参加費用は当連盟が負担する。
- ・国際大会(WPA GP等)への参加費等を補助する。